

法学分野の授業

1. 法学教育の目標と問題点

(1) 時代の要請と従来の法学教育の問題点

「法科大学院」の設置という法学教育の改革の動きとその背景にある「司法改革」は、日本の法的サービスが、グローバル化した経済社会に十分に対応できないのではないかという懸念から問題が提起された。時代は、急激に変化するグローバル化社会に対応できる優れた法曹を多数養成することを要求している。法律家の能力として必要なのは、問題を分析し、適切な解決方法を見出す法的思考能力であるが、急激に変化する社会に対応するためには、創造的な法的思考能力を持った法律家の養成が要請されている。

従来の法学教育は、法的知識を供与することを主たる目標として行われてきた。講義は、教員から学生への一方通行的な知識の提供であり、学生に法的思考の訓練を行うには適していない。ましてや創造的な法的思考能力を育成することには、全く適さないのが実状である。従来の知識供与を目的とする法学教育では、時代の要請に応える優れた能力を持った法曹を育成することが困難である。

それ故に、法科大学院の設立が要請されている。そして時代の要請に応える創造的な法律家の育成が求められている。

(2) 法学教育改革の新しい方向

時代の要請に応える法学教育改革の方向は、①プロブレム・メソッドとケース・メソッドの融合利用、②講義、ソクラテック・メソッドおよびディスカッションの融合利用、③実践教育の積極的導入、④ITの教育利用の四つの方法を法学教育に導入することが考えられる。

① プロブレム・メソッドとケース・メソッドの融合利用

プロブレム・メソッドは、具体的問題（プロブレム）を与え、それを素材として学生にどのように法的に解決すべきであるかを調べさせ、考えさせるという形で教育する方法である。学生は、事前に仮説的問題事例を読んでくる。問題に関する法的解決方法を自ら考え、教室で教員およびクラスメイトの前で報告する。ケース・メソッドは、過去の諸判決例（ケース）を素材として、教育する方法である。米国では、学生は事前に実際の判決例を読んでくる。その上で諸判決の理由に書かれたところから、一般的な法原則を抽出することを試みる。日本では、制定法の適用例としての判決例（ケース）が用いられる。しかし、米国のように諸判決例からルールを発見する教育も導入すべきであろう。それは学生の創造性を養成するのに特に有効である。

② 講義、ソクラテック・メソッドおよびディスカッションの融合利用

ソクラテック・メソッドは、学生が前もって必要教材（判例集）を読んできていることが前提で、教員が、学生に質問し、学生がこれに答え、その答えに対応して教員がさらに問うという問答形式の教育方法である。学生は、いつ指名されるか分からないという緊張感のもとで授業を受ける。自分自身が指名されてなくても他の学生の答弁を聞き、自分の考えとしていくことができるので、多数の学生に対して法的思考方法を教育する場合に有効な方法である。日本の法学教育の講義は、短時間に多量の知識を体系的に多数の学生を対象として教授するのには効果的な方法である。したがって、ソクラテック・メソッドを基本としつつ、最初に法分野や問題領域の概観を与えるための講義や最後をまとめるための講義などと組み合わせることが効果的である。

③ 法学教育への実践教育の積極的導入

実践的実務教育を通じて、学生の創造性を育成する教育を実現していくことが重要である。法科大学院における実務教育の方法としては、1)法科大学院内に「法律事務所」を置き、弁護士教員の下で学生が実際に依頼者の相談を受け法的アドバイスをするリーガルクリニック、2)ロースクールの外の機関（法律事務所、裁判所などの政府機関、あるいはNGOやNPOなどの社会サービス機関）で実務訓練を受けるエクスターンシップ、3)弁護士としての面接・ヒアリングの技能、事実調査・認定の技能、立証・弁論の技能やアドバイス技能などをシミュレーションを通じて習得するローヤリングなどがあり、できるだけ法的実践と結びつけた法学教育の工夫が必要である。

④ 法学教育へのITの積極的利用については、後に詳述する。

(3) 法科大学院設立後の学部法学教育の方向

大学の法学部は、法学の専門的知識を持ったゼネラリストを教育することを主たる目標としてきた。法科大学院が設置されると、わが国の学部の法学教育は大きく変わることになる。法曹への道がより広く開放されることになり、法曹志願者数が格段に増えることになる。これまでは、多くの法学部において法曹志願は少数派であったが、これからは多数の学生が法曹を志願することになると思われる。大学の法学部は、法科大学院に進学する学生を多く出すことを目指すことになる。したがって、卒業生が法科大学院に進学できるような能力、優れた基礎的法的思考能力を持つ学生を育成することとなる。また、法曹以外の道に進む者に対しても、基礎的法的思考能力を豊かに身につけさせることが法学教育の目標になると思われる。そこでの教育は、実務と関連した教育の部分は除き、プロブレム・メソッドとケース・メソッドを融合し、講義とソクラティック・メソッドとディスカッションを融合した教育方法を実現し、知識の供与から思考能力の育成へと教育の主たる目標を変えていくことが避けられないであろう。

2. 法学教育方法の改革とIT活用の意義

法学教育改革の中で、ITの利用はいかに関わっていくことができるのであろうか。

- ① 知識の提供にITを利用することにより、重を移すことができる。プロブレムとそれを解くために必要なケースなどのデータは、インターネット上のWeb教材の形で提供し、学生が前もって見て予習してくることを前提とした授業が可能となることから、授業の大部分は、法的思考の訓練に当てることができる。その場合、プロブレムを動画情報として構成しておく、実際に起きた事件に近い形で表現でき、学生は問題をリアルに近い形で疑似体験することができる。
- ② インターネット上に法的知識のアーカイブスを用意することによって、豊富な知識やデータを提供することが可能となる。また、学生は、大学を越えて世界の諸知識・情報アーカイブスにアクセスし、問題解決に必要な知識・情報を探し出すことを通じて、知識選択の可能性や多様性が促進される。
- ③ ITにより法的知識を構造化し、法的推論をシミュレートすることによって、学生の法的思考の訓練に役立てることができる。また、法的論争をコンピュータ上にシミュレートすることによって、学生に法的論争を自覚的に教育することができる。
- ④ ソクラティック・メソッドやディスカッション・メソッドもIT利用により、より効果的に進めることができる。例えば、ソクラティック・メソッドでは、手を上げて、あるいは指名されて発言する学生を前面のスクリーンに大写しにすることにより、応答が教室の学生に最大限共有される。これは、また遠隔授業においても効果を発揮する。ディスカッション・メソッドにおいて

は、テレビ会議システムが遠隔授業に有効である。

- ⑤ 大学の外にある実践・実務の社会とネットワークによってコミュニケーションすることによって、実務界の問題状況や、知識や考え方をリアルに獲得することができる。また、他大学との遠隔授業などを通じて、地球規模で法的思考の教育を行うことが可能となる。
- ⑥ ローヤリングに際しては、依頼人の相談事例などをビデオ録画しておき、それに対して学生が応対を試み、さらにそれを録画した後に、その適否を検討し、指導することができる。法律相談や模擬裁判のコンピュータシミュレーション・ゲームを用意すると一層効果的であろう。
- ⑦ 「リーガル・リサーチ・アンド・ライティング」という科目が重要な役割を占めるようになる。

ITを利用した効果的な法律情報調査と法的文書作成の技術が教育される。

以上のようなITを利用した法学教育方法の改革は、具体的な法学教育の中で実現されていかなければならない。

3. IT活用の課題

IT活用を進める上で、解決しなければならない課題は、多岐に亘る。ここでは、一般的な課題を除き、法学教育に固有な課題に焦点をあてて指摘する。

(1) 判例情報など法律情報の迅速な情報公開

法学教育では、判例情報が授業の中心的な資料として使用されるが、最高裁判所を除き判例情報の入手は実際にはできないのが実情である。米国では、裁判所の判決が出されると数時間の内にインターネットで判決情報が公開されるが、日本では、ネットワークでの公開が遅滞している。最高裁判所のインターネットによる判例情報の入手も最近になって実現したわけで、正に裁判関係の情報開示については、「鎖国」の状況である。法学教育のグローバル化が問われている今日、政府は、全ての関係省庁で電子政府の実現を目指し、取り組みを進めているが、判例情報をはじめとする法令、条例・規則などのネットワークによる迅速な公開を急ぐことを働きかけていく必要がある。

(2) 大学間、政府関係機関等による法的知識データベースの構築

法律情報は、判例、法令だけでなく条例・規則、通達・回答、立法資料、新聞記事、企業情報、住民情報など広範でかつ多種になっている。現在、データベース化されているものは、文献、新聞情報を除いて極めて少ない。授業において利用できる法律情報には限界がある。大学で整備しているところもあるが、ほとんどは教員負担の範囲内での対応であって、体系的・広域的かつ組織的に対応していくには限界がある。そこで、これらの情報アーカイブを構築するには、大学間、関係省庁、裁判所、関係企業、報道関係機関とネットワーク上で法律情報を入手し、使用することができるような仕組みが必要である。私立大学情報教育協会のサイバー・キャンパス・コンソーシアムも含めて検討されることを期待する。

4. ITを活用した授業モデルの設定

法学教育の授業モデルとしては、以下のとおり実際の授業の中でそれを試みた。ここでその概要を紹介したい。ここで紹介する事例は、IT利用の法学教育の改革としては、まだまだ完成されたものではない。しかし、これらのチャレンジの中に、今後の法学教育の進むべき一つの方向が例示されているのではないかと思う。以下に、授業モデルの設定理由について紹介する。

「法的思考にITを活用した授業」では、難解な法律の構造、理由付の過程、解釈の意義について、法律エキスパートシステムを使用して、オンラインで自ら学ぶことができる授業のモデルである。

「Webサイトを活用した民法授業」は、抽象的な民法の規定の理解と学習意欲の喚起を図るために、要件事実を事件の背景や現場の写真、具体的紛争事例による契約の成立過程・履行過程の情報をWebサイトに掲載して表現した授業モデルである。

「マルチメディア教材を用いた民事訴訟法授業」は、動的な紛争処理のプロセスが学習の対象であり、シミュレーションやロールプレイングを取り入れた授業モデルである。

「サイバースペース化した法情報学授業」は、メーリングリストで意見・情報を交換し、ネットニュースで専門家と意見交換し、Webサイトで自らの見解を発表する授業モデルである。

以下に、授業モデルの詳細を紹介する。

IT授業モデルの紹介

事例1. 法的思考にITを活用した授業

1. 授業のねらい

授業のねらいは、コンピュータの基礎知識と技術の習得と法的知識の体系構造を把握するとともに、法的推論システム（法律知識ベースシステム）の構築を通じて、優れた法的思考能力を養成することにある。学生の正しい法的思考能力を育成するためには、その前提として法的思考はいかなる構造を有するか、法的思考において用いられる法的知識はいかなる構造を有するかを教育する。そしてこのために、法律人工知能としての法律知識ベースシステムのプロトタイプを開発し、それを利用している。

2. シラバス

ここでは、「法情報学」または「法とコンピュータ」におけるIT、とりわけこの法律知識ベースを活用した法的思考能力育成のための授業例を紹介したい。

授業環境としては、25または50名規模の教室に1人1台の学生用PCと教材ならびに教師用PC画面の表示ディスプレイが用意されている。

1 I はじめに：

①自己紹介、②講義概要、③問題、④講義目標、⑤キーボード操作

2 II コンピュータの基礎知識と技術：

①キーボード操作、②コンピュータ基本概念、③エディタ、ワープロ

④メール、プレゼンテーション

⑤表計算

⑥WWW、⑦（法律）データベース

⑧FTP、⑨Telnet、⑩Unix基礎

⑪論理プログラミング基礎1（Prolog）

⑫論理プログラミング基礎2

9 III 事例問題とその解法：

①国際売買契約の事例問題、②その法源調査、③その解、④その理由

⑤第1次メモランダム作成と評価（学生は関連知識の体系を知らずして取りかかるとする）

11 IV 法的知識の体系構造把握と法律知識ベースの構築：

①法律関係と法文の効力、②法文の基本構造、③法律関係と契約の効力発生

	契約成立⑥申込効力発生（申込到達、申込の撤回）
	⑤承諾効力発生（承諾到達、承諾の撤回）、⑦申込の効力消滅（申込取消、申込拒絶）
	⑧法律上の効果（債務履行、契約解除）
	⑨新たな法律関係発生（修理請求権、損害賠償請求権）
	⑩現状回復義務、⑫全法律関係の終了
	法体系からシステム利用による法的知識構造把握：
	⑪民事法典以外の諸事例問題のシステムによるシミュレート
	⑫民法典外の諸事例問題のシステムによるシミュレート（続き）
	⑬システムの作成と評価（学生は法律知識ベースの構築並びにシステム利用を通じて関与する知識を把握した後を書く）
	⑭システムの作成と評価
	⑮まとめ
	⑯事実と法規の間隔、⑰ハードケース、⑱法の不存在
	⑲存在と評価
	⑳公平
	㉑結論、②評語、③今後の課題、④展望、⑤挑戦への呼びかけ

3. 授業内容

上記シラバスにしたがって、どのように授業を進めるか紹介する。

① まず、「Ⅰ はじめに（第1週）」で、講義・演習の概要と目標を述べる。次に「Ⅱ コンピュータの基礎知識と技術（第2－8週）」で、コンピュータの基本知識と技術を学生に教授する。さらに「Ⅲ 事例問題とその解法（第9－10週）」で、国際売買契約の総合事例問題を学生に提示する。学生はその関連法源を調査し（法律情報の調査の仕方を教授）、自分で解とその理由を考え、メモランダムに形に整理する。学生は、関連する法的知識の体系を十分把握しないままにその理由構成を文書化する。教員は、学生理由構成の不十分なところ、特に彼らの法的表現の欠陥について指摘し、考えさせる。次図に事例問題を提示する。

事例問題 8 f

- (1) 4月1日、ニューヨークの農業機械メーカー安西が、日本商社バーナードのハンブルク支店に対して、申し込みの手紙を発信した。手紙の内容は、安西がバーナードに農業耕作機械一式（トラクターとレーキからなる）を売る、トラクターの代金は5万ドル、安西はその機械をバーナードに5月10日までに引き渡す、バーナードは代金を安西に5月20日までに支払う、機械はアメリカの貨物船で運ぶ、というものであった。
- (2) 4月8日、その手紙はバーナードの郵便受けに届いた。
- (3) 4月9日、バーナードは安西に電話をした。「申し込みは承諾。但し、日本のコンテナ船で運ばれたし。」
- (4) 5月1日、安西は農業耕作機械をニューヨーク港において日本のコンテナ船に引き渡した。
- (5) 5月20日、バーナードは安西に対して農業耕作機械の代金5万ドルを支払った。
- (6) 5月31日、農業耕作機械はバーナードのハンブルク支店に届けられた。
- (7) 6月5日、バーナードは農業耕作機械を検査した。
- (8) 8月10日、機械は動作異常、原因は接続ギアの不良であると判明。この動作異常のためバーナードに損害が発生した。
- (9) 同日、バーナードは、安西に直ちに事実を告げた。
- (10) 9月1日、バーナードは安西に物品の契約不適合を一月以内に修理によって治癒することを要求した。
- (11) 10月1日までに、安西は不適合の修理を行わなかった。
- (12) 10月10日、バーナードは安西に対して契約を解除すると宣言した。
- (13) 12月10日、バーナードは安西に農業耕作機械を返還した。
- (14) 12月20日、安西はバーナードに農業耕作機械の代金5万ドルを返金し、同時にバーナードに対して損害の賠償を行った。

この事例問題では、時間の推移とともに出来事が展開している。学生には、出来事の展開に応じて、段階的に一定の時点で切断して、そのときの法律関係を問う。例えば、①4月5日、②4

月15日、③5月15日、④6月15日、⑤8月15日、⑥10月5日、⑦10月15日、⑧12月15日、⑨12月25日の法律関係は何か。

- ② これらの準備的考察の後に、「Ⅳ 法的知識の体系構造把握と法律知識ベースの構築：(第11-16週)」に進む。ここで、学生は、学生自身が法的知識ベースを構築していきながら、関連法的知識の正確な体系構造を把握する。国際売買契約法の関連知識を登載した法律知識ベースシステムは、既に開発されているが、学生に直ちにそれを利用させることはしないで、まず学生自身に、論理プログラミングの手法で問題を解決する法的知識を分析し、その体系を構成することを試みさせる。
- ③ 学生自身の法律知識ベースの構築が一応成功した後に、「Ⅴ 法律知識ベースシステム利用による法的知識構造把握：(第17-20週)」において、インターネットからアクセスできる法律知識ベースシステム(法律エキスパートシステムLES-5)を利用して、学生は諸問題について法的推論のシミュレートを行い、推論結果、推論過程および知識ベースに登載されている法的知識の構造を確認し、自らの結果と比較する。学生の知識整理に欠陥があることが判明した場合は、それを修正し、教員が知識整理したものに比べてよい点があれば、それを知識ベースに追加することができる。このようにして、関連法的知識を正確に把握した後に、事例問題の解法のためのメモランダムを再度書く(第2次メモランダム)。前回と今回のメモランダムを比較して、教員も学生も進歩の跡を確認する。そしてさらに改良する。

ここで、ある日(第17週目)、法律知識ベースシステムLES-5を用いて問題を解き、法的知識の構造と法的推論を学ぶ過程の一部を、システムの実行画面の例から紹介する。

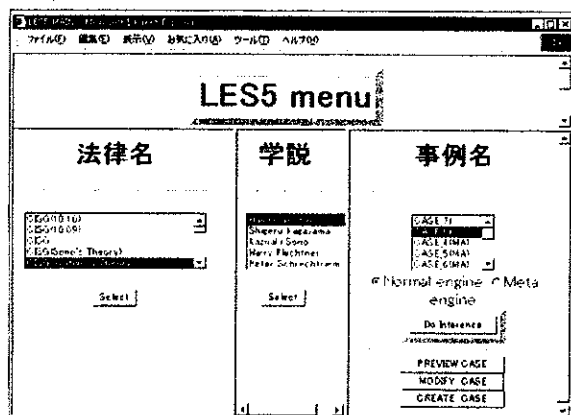


図1 システムのメニュー

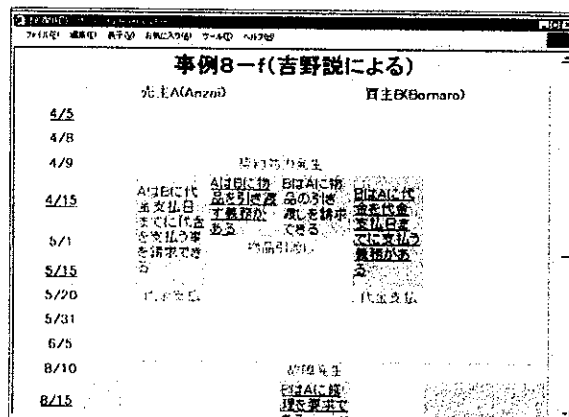


図2 法律関係の帯図

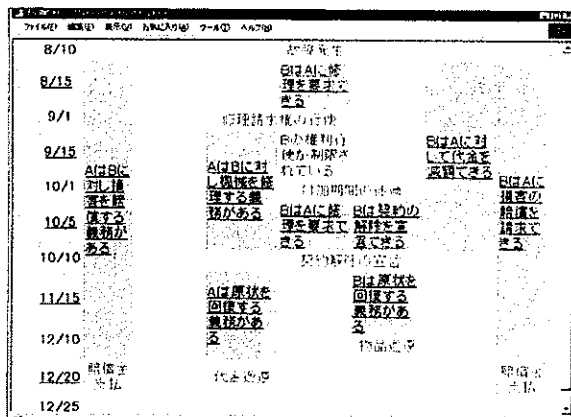


図3 法律関係の帯図(続き)

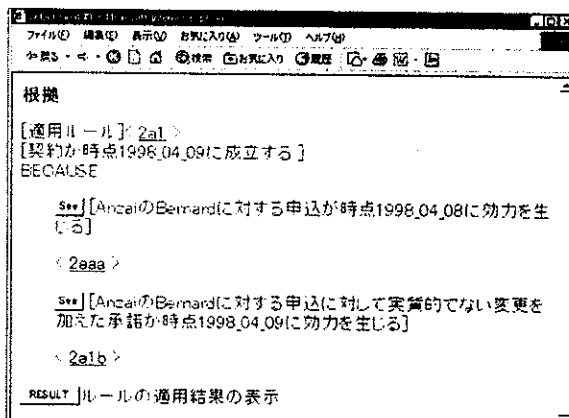


図4 契約成立の根拠

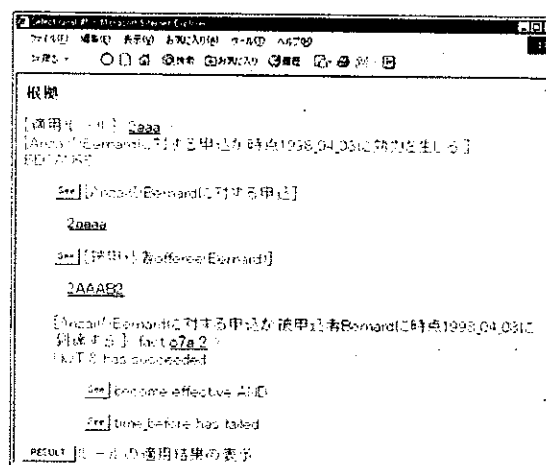


図6 申込効力発生の根拠

図6は「申込が4月8日に効力が生じた」のは、「それが被申込者Bernardに4月8日に到達した」(factのc7a_2、設例の事実(2))からであることを示している。この図で適用ルール名2aaaをクリックすると「申込は被申込者に到達したとき効力を生じる」とする国連売買条約15条1項の規定が表示される(引用は省略、紙数の関係からこの証明過程をこれ以上深く見ていくことは止める)。

④ 「Ⅵ 法的知識の創造」において、学生に法創造の推論とその知識構造を当該事例問題における創造を必要とする局面、事例 8 f においては、申し入れの明確性についての「事実と制定法と概念との間隔」、実質的でない変更を加えた承諾の判断に関する「ハードケース」、および付加期間を定めた修理請求に対して売主が修理をしなかった場合の契約解除に関する「法の不存在」の場合について教授する。法創造は、仮說法ルールの生成と評価という形で行われており、評価に際しては、法と経済学や正義と公平の視点が係わるので、それらについても教授する。しかし、

ここでは法律知識ベースシステムは、法創造の必要性和作成者により創造された知識とを明示する形で学生の創造的思考を促すことはできるが、システム自体が、法創造の推論をシミュレートすることは、現在の段階ではできない。そのよう法創造推論システムは将来の課題である。

- ⑤ 最後に、「Ⅶ むすび」において、一年を通じての教育・学習結果をまとめ、評価し、今後の課題と展望を示し、ITを利用した法的思考能力の一層の開発への挑戦を呼びかけて講義を終わる。

4. ITを活用した授業の効果

法学生は、体系的法的思考に弱いと言われる。体系的法的思考力を育成するためには、ここで紹介した法律知識ベースシステムを活用して法的推論をシミュレートする方法、あるいはその前提としての学生による法的知識の分析・体系化と法律知識ベース構築の試みが、非常に効果的であると言える。これらの教育方法を通じて、学生は条文の表現から条文では表現されていない法的知識を読みとる能力を身につけていく。条文と条文の論理的関係、条文と条文の間を結びつける暗黙知としての法原則、条文の表現が前提にしている法律用語についての常識などを学生は発見していく。この作業を通じて、学生は条文を厳密に理解できるようになる。

学生が「こんなに厳密に諸条文を理解したことはなかった」と驚きの声をあげるのを何度も聞いた。法的知識を構造化して示し、法的推論をシミュレートすることによって、学生の体系的法的思考の訓練に役立てることができるのである。

この教育方法の問題点の一つは、時間と手間がかかるということである。特に、学生が法的知識を分析し、コンピュータに論理プログラムとして入力する際には、時間と手間がかかる。例えば、シンタックスエラーでプログラムが走らないということがしばしば起きる。それを直すことは、学生にとっても、指導する教員にとっても時間と手間がかかって大変である。しかし、法学部の学生が、コンピュータプログラムに真剣に取り組むことも、学際的思考が要請されるこれからの法律家にとっては、決して無駄なことではなく、かえって大変有益なことであると考ええる。もちろん、できるだけ効率よく法的知識をコンピュータ上に表現できる工夫はしていかなければならない。

5. IT導入に伴う今後の展望

これからの日本の法学教育は、法創造の視点を強く意識していくべきである。日本の法律家は、米国の法律家に比較して、法創造的能力の点で弱いと言われる。その一因は、法学教育の違いにある。米国は、判例法主義であり、ケースメソッドでは諸判決例から法ルールを発見する方法を教育する。それは学生に法創造能力を教育するに適している。これに対して、日本は、制定法国であり、法ルールはまず与えられており、ルールの適用が主として行われてきた。法律家の意識としても、法学を教育する者の意識としても、法創造の自覚がないのがこれまでの状況である。しかし、法の解釈は、創造的作業であり、法の解釈を通じて実際は法が作られていくべきなのである。法創造的思考力を養成する教育方法を開発することが、これからの法学教育にとって重要な課題となっている。法学教育へのIT導入も、学生の法創造力の育成の観点から一段と進化を遂げることが期待される。

大学教育への提言

授業改善のためのITの活用

2001年版

社団法人 私立大学情報教育協会